

長良川河口堰建設業に 携わった一人としての思い

2025年7月6日

宮本博司

1988年1月

国交省河川局
開発課 課長補佐

1990年7月

中国地整
苦田ダム建設事務所長

1993年7月

中部地整 河川調査官

1994年6月

水資源開発公団
長良川河口堰建設所長

1995年4月

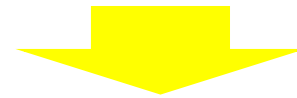
国交省河川局
開発課 専門官

1988年1月

国交省河川局
開発課 課長補佐

担当者対応

1988年秋頃



河川局全員対応

国会議員、評論家、論説委員・・・
河口堰必要性、環境影響等
説明

1988年1月

国交省河川局
開発課 課長補佐

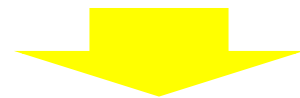
1990年7月

中国地整
苦田ダム建設事務所長

1993年7月

中部地整 河川調査官

河川局対応



国交省全省対応

情報公開 住民説明会 円卓会議



が

国

結論

建設

かみ合わず

反対

住民

結論

STOP

自分たちがやってきた
河川行政に対する
世間の不信感

川歩きで聞いた声

1995年7月6日
完成運用

国と住民との
対立のまま

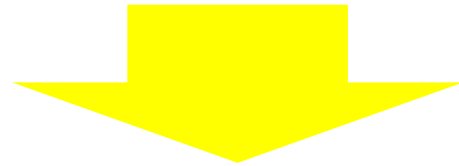


野坂浩賢
大臣

河口堰運用決断
「是非は歴史が明らかにする
公共事業
もっと透明性を高める必要」



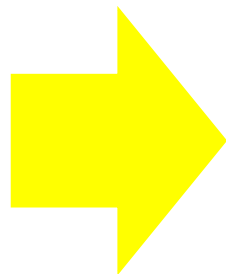
1995年
ダム等事業審議委員会
中止、休止



1997年
河川法改正

国交省が
計画策定

住民に
知らしめる



住民の意見を
反映して

計画策定

国交省他部局

OB

抵抗

画期的法改正

これで河川行政を
変えられる

2001年



淀川水系流域委員会



淀川方式

- ① 委員を国交省は選ばない
- ② 事務局は国交省から独立
- ③ 情報公開の徹底

国交省は
原案を作成、提示しない

推進

住民と行政
対立

反対

話し合い、合意を不可にする

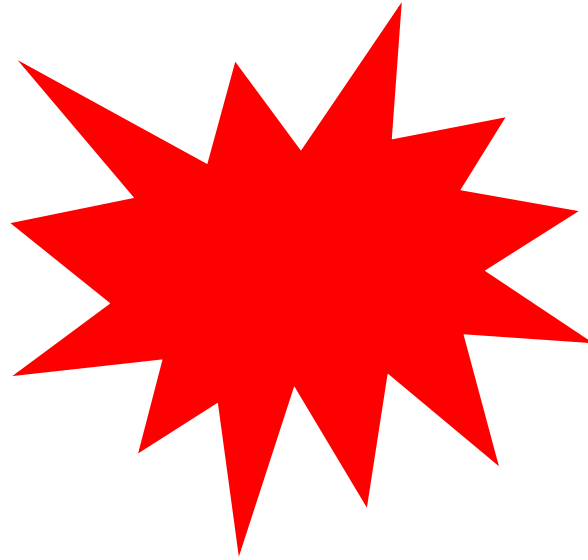
「結論ありき」

原案

継続事業

〇〇ダム建設実施

賛成



反対

原案を作らない
ゼロからのスタート

~~賛成~~

~~反対~~

現地に行こう
現地で見て、聞く

現地で・・・

$$1 < 100$$

$$1 \div \infty \doteq 0$$

$$100 \div \infty \doteq 0$$

役人も専門家も何も知らない

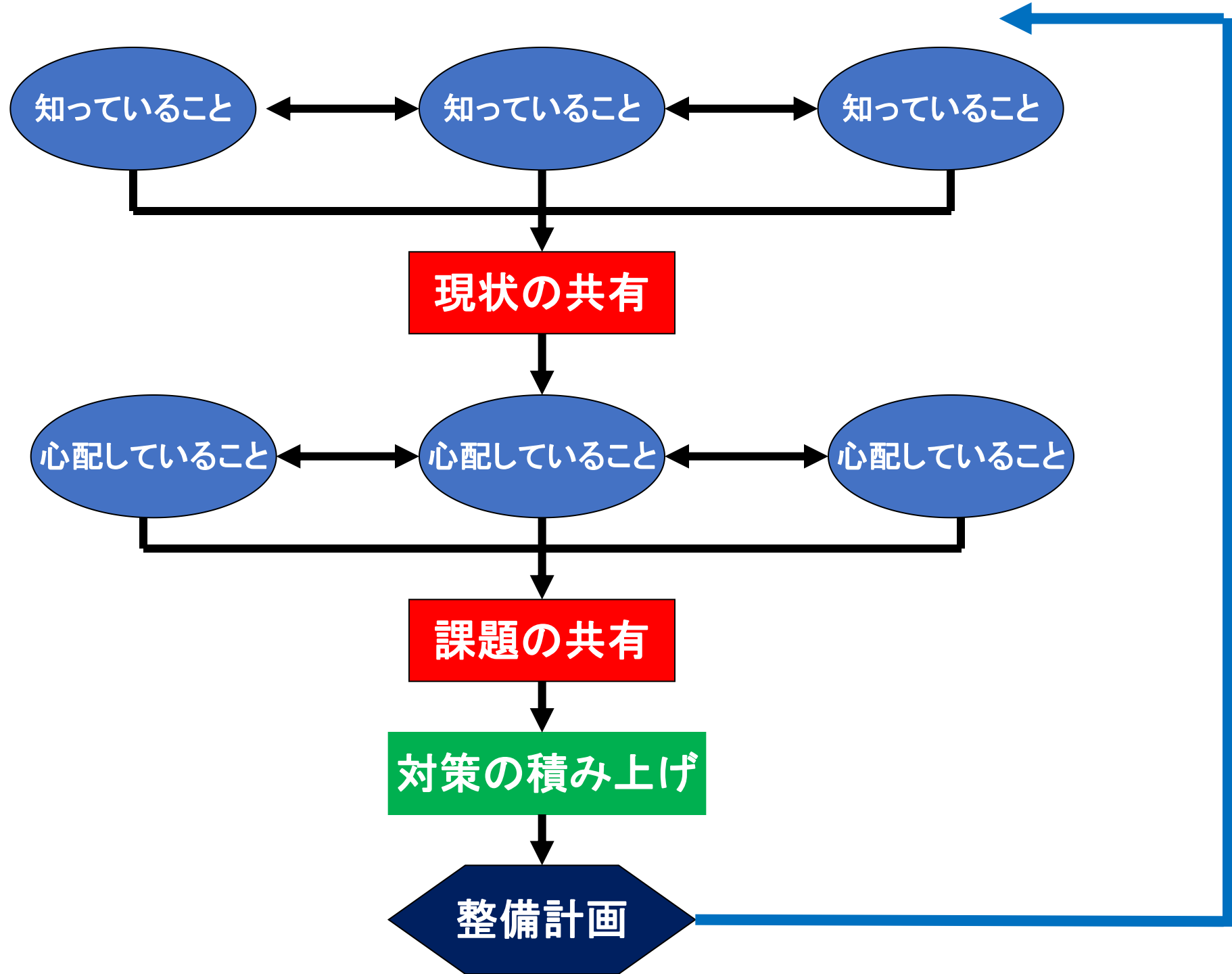
役人

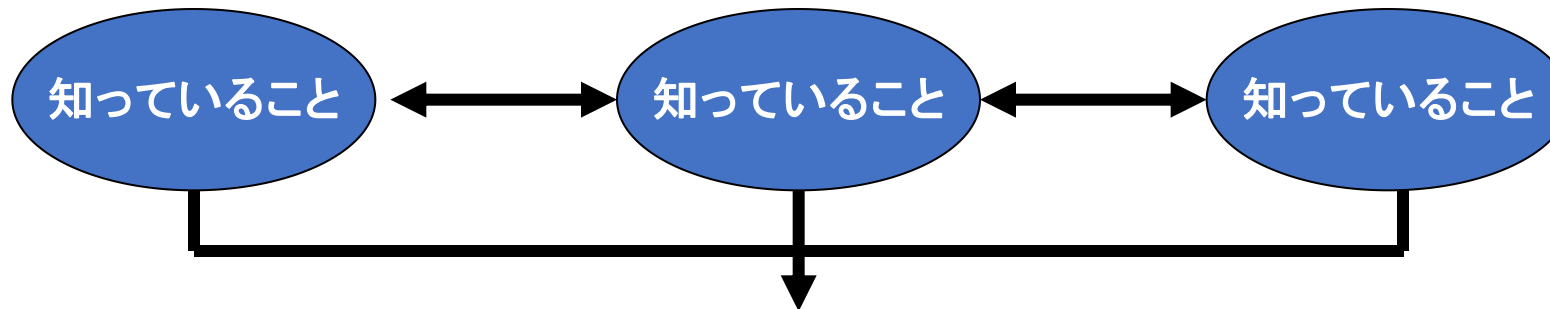
学者

住民

わからない
現地で学ぼう
他者の想いを聞こう

共有（合意）できたことだけやろう
まずかったら、修正しよう





結論ありき
「賛成」「反対」
対立起こりえない

対策の積み上げ

整備計画



役人、学者、住民
変わっていく

住民と行政の信頼関係
できてきた

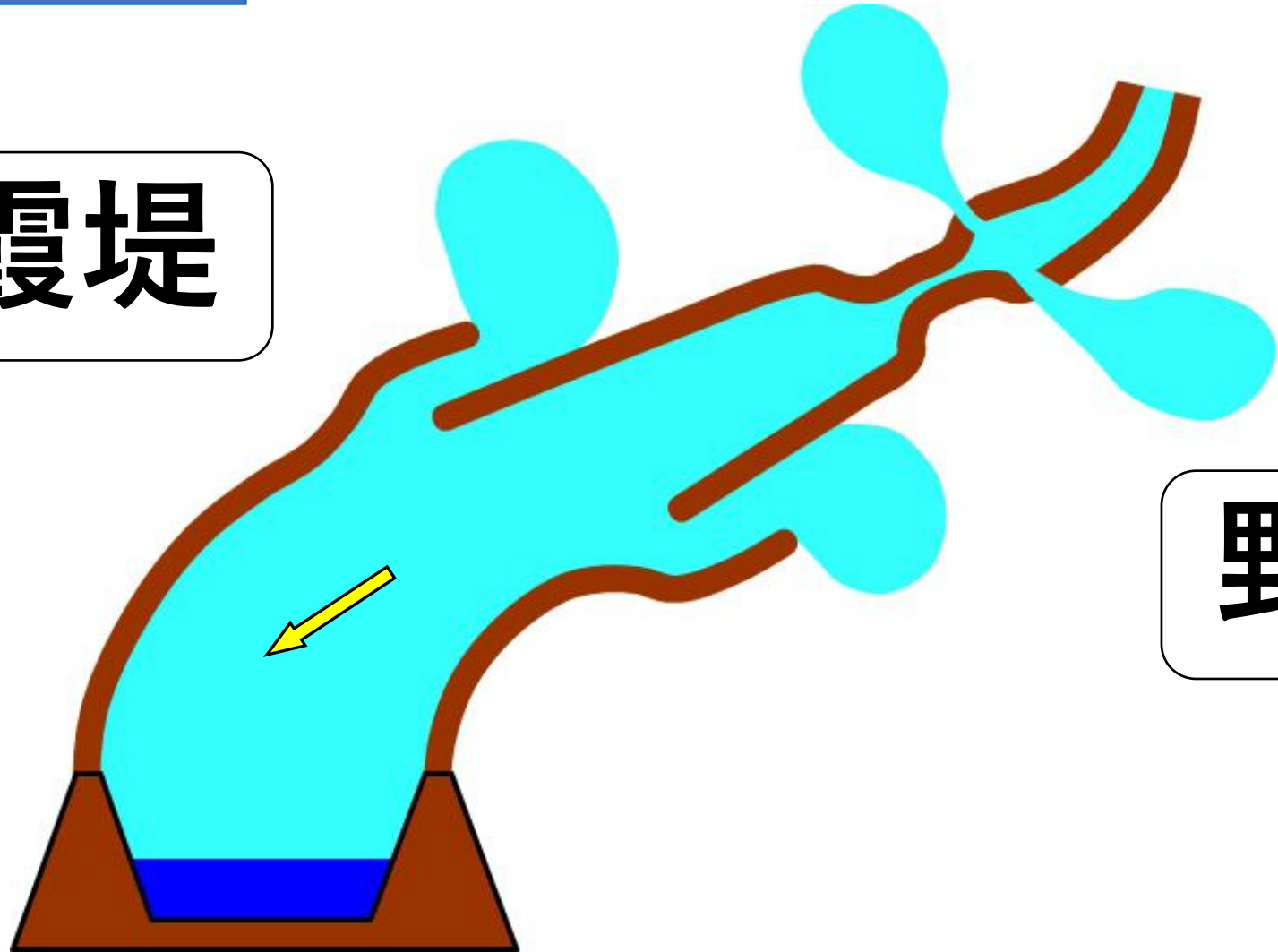
- 基本高水に拘らない、様々な規模の洪水を想定
- 住民の命を守ることを最優先
- ダム建設より耐越水堤防整備を急ぐ
- 洪水が溢れることを前提に、土地利用等を含めて流域対策を行う
- 予防原則に基づき環境影響を見直す
- 利水者にダムからの撤退を促す
- 公開の場での住民対話による河川敷利用検討
- • • • •
- • • • •

洪水はいつ、どのような規模で
起こるかわからない

計画目標 200年に一度の洪水を
ダムで貯めて、河道で流すのか？

洪水エネルギーが
穏やかに溢れる

霞堤



野越

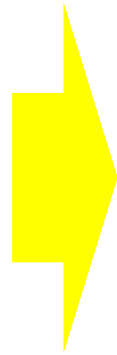
治水の根幹 洪水エネルギーの分散

明治以来 近代治水事業

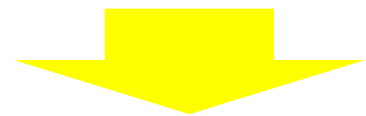
降った雨を川に集めて
できるだけ早く下流に流す

洪水エネルギーの集中

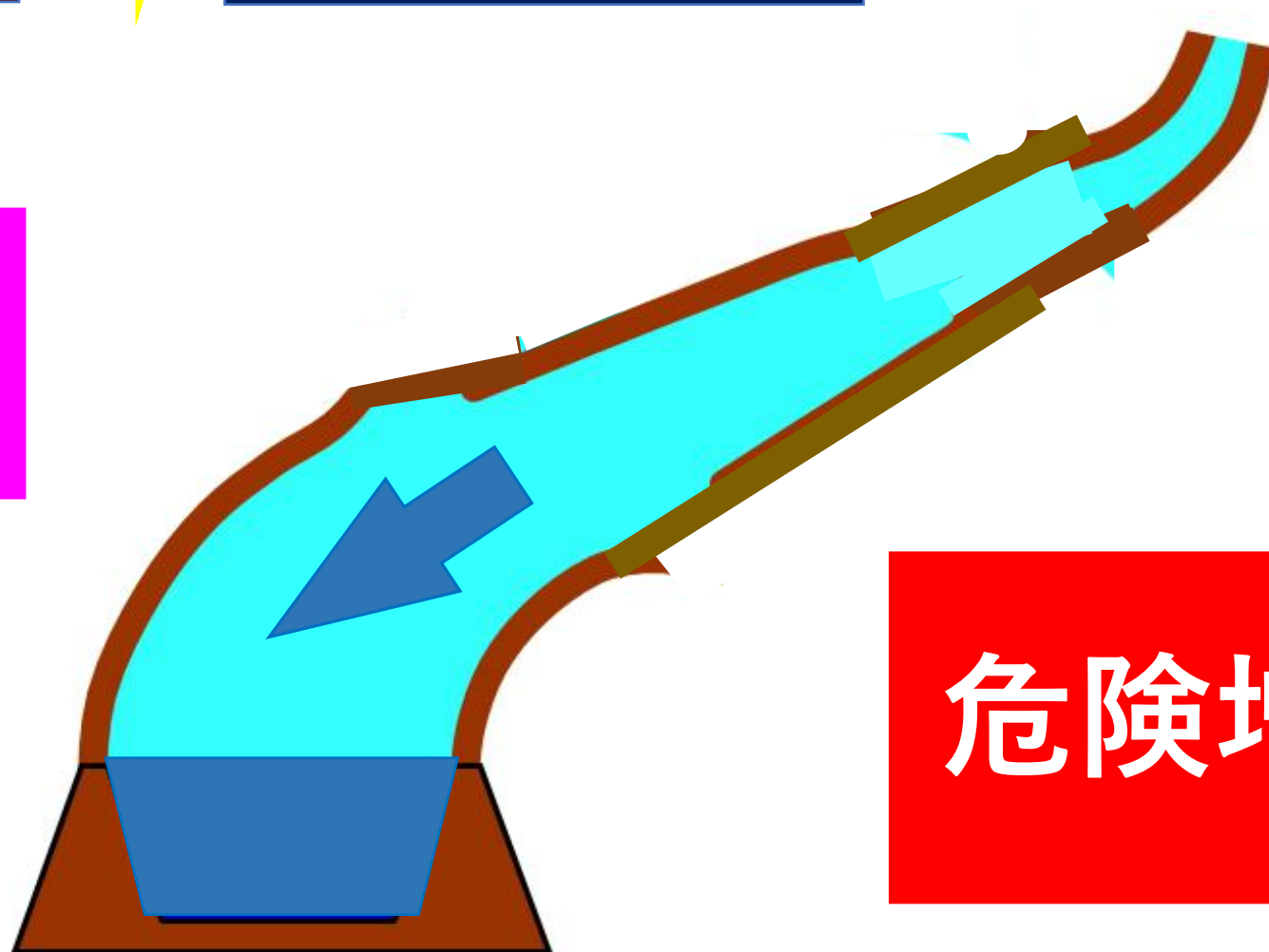
脆い
連続堤防



水エネルギー
集中

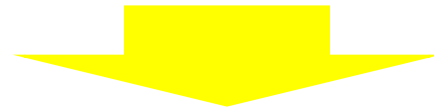


氾濫原
宅地化



危険増大？

想定した洪水を
ダムで貯め
河道に押し込めて流す



合意

いつ、どこで、どんな規模で
発生するかわからない洪水から
住民の生命を最優先で守る

ダムと河道で洪水を押し込める対策では
想定外に対して命は守れない

避難体制整備

森林、農地保全整備

土地利用・街づくり

税制・地域振興策

.....

命を守る治水

ダムと河道で洪水を押し込める対策では
想定外に対して命は守れない

森林、農地保全整備

流域治水

税制・地域振興策

.....

命を守る治水

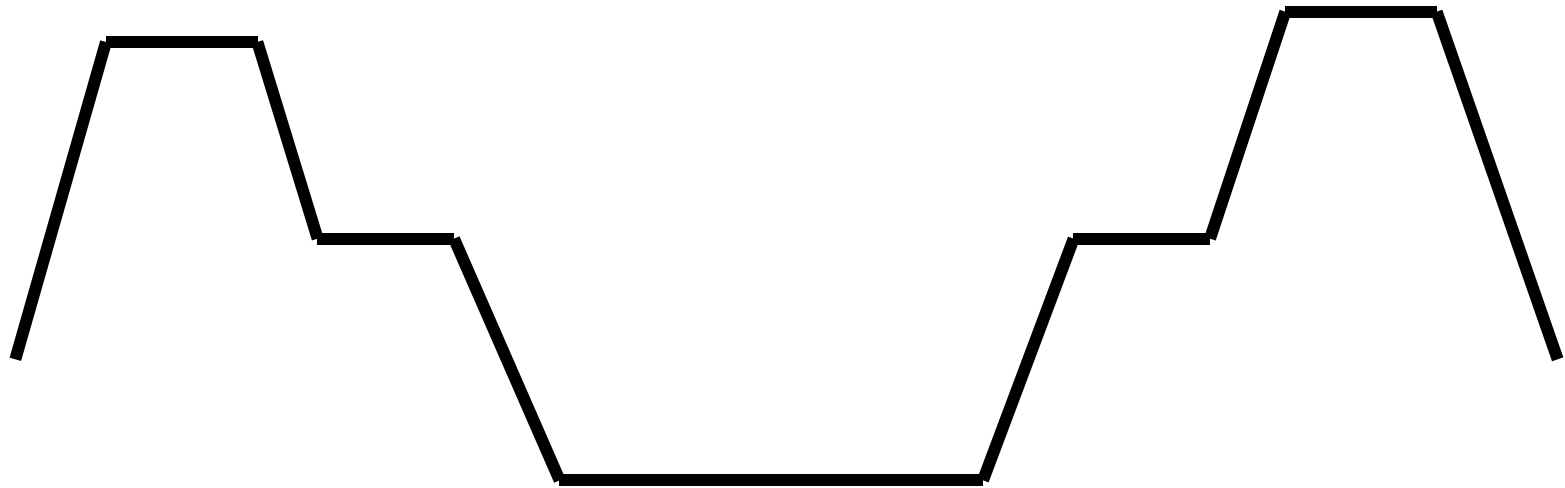


明治以来 近代治水事業

降った雨を川に押し込めて
できるだけ早く下流に流す

川は洪水を早く流すための
排水路

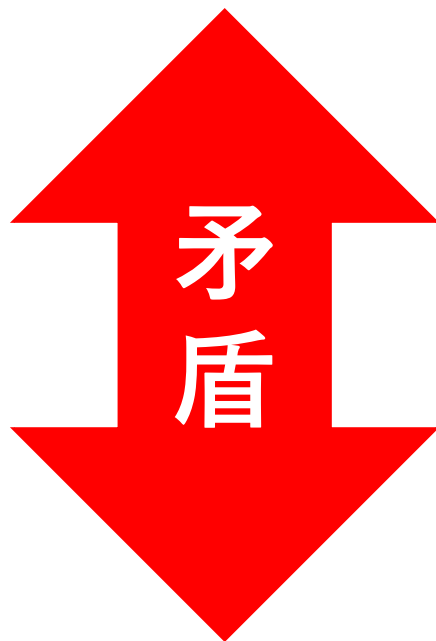
川の排水路化



平成9年 河川法改正

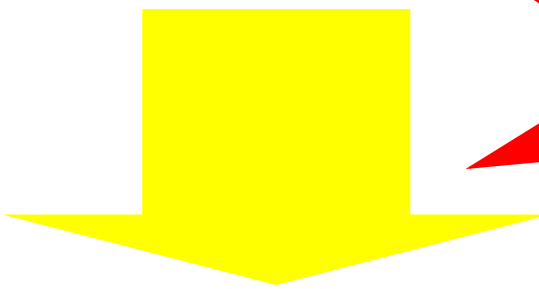
洪水対策、水資源開発
＋
河川環境の保全

洪水を川に押し込め
る川の排水路化



河川環境の保全・再生

川を変えて、洪水を押し込める



命守れず
環境悪化

私たちの住み方、地域の姿
生き方を変える

国交省幹部

「淀川で治水を変えろ」

突然

国交省幹部による淀川潰し

ダム建設を盛り込んだ河川整備計画に批判が噴出した
淀川水系流域委員会（8日、枚方市）



琵琶湖・淀川水系整備計画策定

アクセス
21

新河川法のモデルケースと
いわれた琵琶湖・淀川水系の
河川整備計画が策定された。
八年間にわたった計画づく
り、諮問機関や各府県知事を
巻き込んで膨大なエネルギー
と費用が過ぎこまれた。終わ

つてみれば、ダム建設など根
幹部分は国が主張を通した。
川づくりの転換を目指した新
河川法の試みは、国自身の厚
い壁に阻まれた。
（滋賀本社 目黒重幸、社会
報道部 広中孝至）

新河川法試み 国が阻む

「委員会も知事の意見を無視した。絶対おかしい」。ハが、（一度は実質中止とされ整備局への批判も起きていた）枚方市であった国土交通省近畿地方整備局の諮問機関として、国は淀川水系流域委員会の会合と振り返る。先月末に発表された河川整備計画に、委員から反発が噴出した。淀川委が「適切で整備局の宮武晃は、ない」とし、三府県知事も「計画に位置づける必要はない」とした大津市が、計画本文に「整備を行う」とする「と明記されたからだ」。

8年間の諮問委論議 反映不十分

ダムなど根幹 国の主張通り

淀川委は、新河川法が定めた「住民意見の反映」に基づき、二〇〇一年に整備局が設置した。両者は八年間にわたって計六百回以上の議論を積み重ね、全国の関係者から新たな計画づくりのモデルケースと注目された。かかった費用も約二十億円とけた外れだ。
元委員長は今本博健京都大名誉教授は「我々は河川環境を中心とした新たな川づくりを目指そうとした。国も一時、行政の限界を全国に示した形

住民と行政の信頼関係
ぶっ壊し

**流域委員会の形骸化
従来治水への逆戻り**

住民意見反映から住民対話拒否

鬼怒川決壊 12人不明



雨 日

茨城常総

浸水地域に

流

100

京都新聞

9月11日

曜日

聞
un Co

人と技術の未来を
日新電

還付制度 慎重に議論

財務省案 煩雑 課題

2015年

2018年



岡山
小田川

千曲川



直轄6河川
県67河川

2020年



千曲川

全国各地で
ダムと河道で
洪水を抑え込むことの限界
明らかに

2020年



県67河川

河川整備基本方針の変更の考え方について

令和4年5月27日

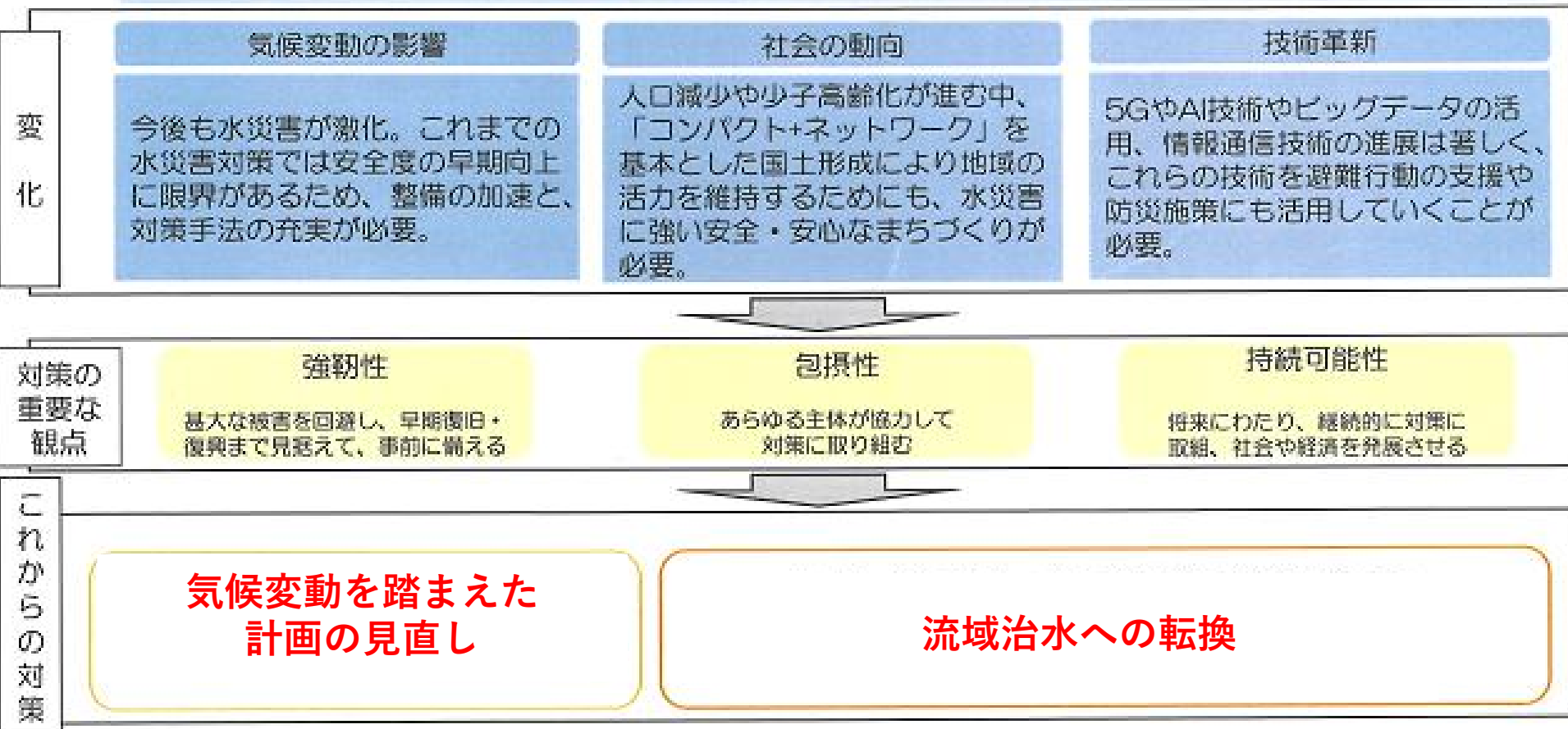
国土交通省 水管理・国土保全局

気候変動を踏まえた水災害のあり方について

○近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

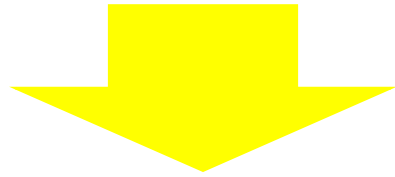
これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ



○流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

**「流域治水」とは
基本高水以上の洪水に対応**



**基本高水までは
ダムで貯留、河道で流下**

これまでの
ダム建設、河川工事最優先は
まったく変わらず

想定外は、
みんなで努力しましょう

まやかしの「流域治水」

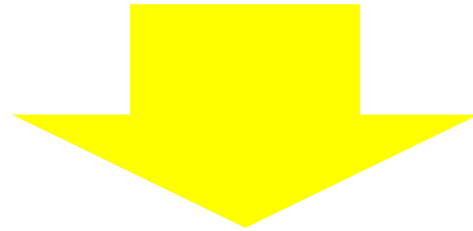
流域治水

命を守るため
できるだけ自然に逆らわず
私たちの住み方、生き方
を変える

流域治水

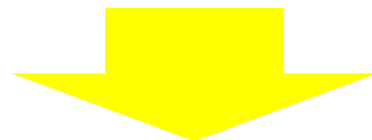
地域を知る住民
生き物と共に生きる住民の
知識、知恵、経験が不可欠

地域を知らない
国交省がマニュアルによって
画一的な計画で工事をする



地域を知り、地域で生きてる
住民と行政が協力して
想定外から命を守る工夫をする

地域を知り、地域で生きてる
住民と行政が協力して
想定外から命を守る工夫をする

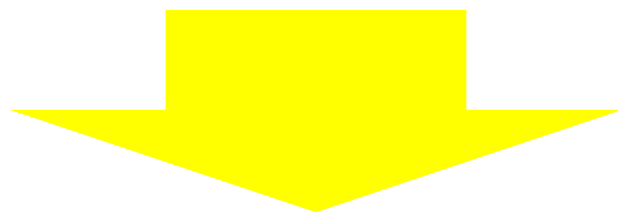


行政の
情報公開

住民と行政
信頼関係

気候変動を踏まえた
計画の見直し

流域治水への
転換

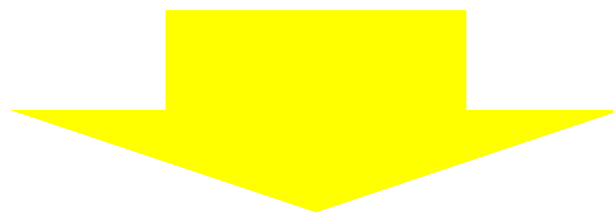


長良川河口堰計画を
住民と行政で検証





長良川河口堰計画を 住民と行政で検証



河川法では
不可

水循環基本法

河川法

砂防法

森林法

海岸法

土地改良法

土地区画整理法

下水道法

住宅市街地開発法

土地区画整理法

建築基準法

水質汚濁防止法

環境影響評価法

...

長良川河口堰に関する技術報告



平成4年4月

建設省 河川局
建設省 土木研究所
水資源開発公団

環境への影響
報告書

1992年4月